**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱  第1条～第11条　（略）  附　則  １ この要綱は、平成21年４月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。  ２ この要綱は、令和2年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  　　この要綱は、平成22年４月27日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成23年４月28日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成24年４月27日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成25年４月24日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。  附　則  　この要綱は、平成26年４月４日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。  　 ただし、平成25年度事業については従前の例による。  附　則  　　この要綱は、平成27年４月１日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。  附　則  　　この要綱は、平成29年４月18日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。  附　則  　　この要綱は、平成30年４月１日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。  附　則  　　この要綱は、令和元年６月７日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。  別表第1～第2（略） | 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱  第１条～第11条　（略）  附　則  １ この要綱は、平成21年４月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。  ２ この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  　　この要綱は、平成22年４月27日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成23年４月28日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成24年４月27日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成25年４月24日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。  附　則  　この要綱は、平成26年４月４日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。  　 ただし、平成25年度事業については従前の例による。  附　則  　　この要綱は、平成27年４月１日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。  附　則  　　この要綱は、平成29年４月18日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。  附　則  　　この要綱は、平成30年４月１日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。  別表第1～第2（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙1（略） | 別紙1（略） |